

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月16日から22年8月28日まで  
② 昭和22年11月24日から27年3月21日まで  
③ 昭和36年5月16日から37年4月22日まで  
④ 昭和37年5月1日から同年7月6日まで  
⑤ 昭和38年1月5日から41年12月1日まで

申立期間①、②、③、④及び⑤については、私が脱退手当金を支給されている記録となっている。

しかし、5つの申立期間のうち、申立期間①及び②については、脱退手当金であったか覚えていないが、昭和34年か35年頃に何らかのお金をもらった覚えはあるものの、これ以降となる申立期間③、④及び⑤について、42年4月14日付けで支払われたとする脱退手当金は受け取った覚えは無い。

申立期間①、②、③、④及び⑤について、私が脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間⑤におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立人の被保険者欄の前後50人のうち、申立人の資格喪失日である昭和41年12月1日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格を有する女性被保険者12人(申立人を除く。)の支給記録を確認したところ、支給決定されている者はわずか2人となっている上、当該事業所における元社会保険事務担当者が、「A社では申立期間⑤当時、脱退手当金について、代理で請求することはもとより、従業員に対する同制度に関する説明も行っていなかった。」と供述していることを踏まえると、事業主が一律に脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給日以前となる申立人の7回の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の前の被保険者期間8か月については、申立人は「最近になるまで、厚生年金保険の加入期間となっていることを知らなかった。」と供述しているものの、計算の基礎となっている申立期間①から⑤までの厚生年金保険被保険者台帳記号番号と同一番号で、かつ、申立期間④に係る事業所と同一の事業所である申立期間④及び⑤に挟まれる被保険者期間2か月を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①、②、③及び④の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、全申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の標準賞与額を、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万9,000円及び申立期間④は2万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月31日  
② 平成19年8月10日  
③ 平成19年12月10日  
④ 平成20年3月31日

申立期間①、②、③及び④の賞与については、私がA社から厚生年金保険料を控除されているにもかかわらず、標準賞与額に係る記録が無い。

しかし、私は、全申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを示す賞与明細書を保管しているので、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

なお、全申立期間の標準賞与額については、私の申立てが契機となって、申立事業所が、平成22年11月29日に届出漏れを理由として改めて届出を行い、年金事務所で記録が訂正されたものの、既に時効となっているとして、私の年金給付には反映しない記録のままとなっている。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している賞与明細書及びA社が保管している賞与支給控除一覧表では、申立期間①、②、③及び④について、申立人が当該事業所から賞与

の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内とされていることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支給控除一覧表から確認できる厚生年金保険料額から、申立期間①は28万3,000円、申立期間②は26万3,000円、申立期間③は3万9,000円、申立期間④は2万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所では各申立期間当時、事業主が届出を行っていなかった旨回答していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 2 月 1 日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私が A 社から受け取っていた給与額に比べて著しく低くなっている。

私の申立期間における給与額は、それ以前と比べて下がったことはなかった。

申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、A 社（現在は、B 社）では、申立期間当時の申立事業所に係る賃金台帳等関係資料を保管していないことなどから、当該期間における厚生年金保険料の控除状況は不明と回答している。

さらに、オンライン記録では、元事業主に係る申立期間当時の標準報酬月額が、申立人と同様に、その前に比べて低くなっていることが確認できるものの、この元事業主は、申立てに関する経緯については不明である旨供述している。

加えて、オンライン記録及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月頃から23年6月1日まで  
② 昭和24年10月6日から31年8月頃まで

私は、昭和22年4月頃から31年8月頃までの間、A社B工場で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は申立事業所で約9年間働いていたので、両申立期間中も厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社本社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得届(控)及び厚生年金保険被保険者資格喪失届(控)では、申立事業所がオンライン記録のとおり、申立人の資格取得日及び資格喪失日をそれぞれ昭和23年6月1日付け、24年10月6日付けとして届け出ていることが確認できる上、A社本社では、申立事業所に係る17年から平成9年までの社会保険関係資料を保管しているところ、前述の二つの届出書以外には、申立人の氏名は無かったと回答している。

また、申立人が唯一氏名を挙げた元同僚は既に死亡している上、申立事業所に勤務していたこの元同僚の夫を含む3人から聴取したものの、申立てに関する供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和23年6月1日から24年10月6日までの間確認できるのみであり、二つの申立期間中、申立人の氏名は無い。



このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 673

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月頃から 55 年 7 月 14 日まで

私は、昭和 54 年 5 月から 56 年 3 月までの間、A 社の店舗で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、申立事業所の正社員として、申立期間中も途切れることなく働いていたので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格記録が、昭和 55 年 7 月 14 日から 56 年 3 月 11 日までの間確認できるところ、この期間は、申立人に係る雇用保険の記録と一致している。

また、オンライン記録では、申立事業所は昭和 58 年 10 月 31 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主も既に死亡していることなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立人が姓のみを挙げた、申立事業所の店舗へ約 1 年遅れて入社したとする元同僚とは連絡が取れないとともに、オンライン記録に掲載されている別の元同僚 10 人中、連絡の取れた 1 人は、申立人と一緒に当該事業所の店舗で働いていたとするのみで、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録が、オンライン記録のとおりを確認できるのみであり、申立期間中、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 674

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 56 年 10 月 1 日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立事業所の運転手として働いていたことは間違いないので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立事業所で勤務していたと主張しているところ、雇用保険の記録では、当該期間の途中となる昭和 55 年 7 月 1 日から 56 年 2 月 20 日までの間、申立人がB社(昭和 59 年 2 月 1 日、A社から名称変更)に雇用されていることが確認できるとともに、申立事業所を合併しているC社が保管している申立人作成の退職届では、申立人が前述した雇用保険の離職日と一致する56年2月20日をもって退職を希望する旨届け出ていることが確認できる。

しかし、C社では、前述の退職届以外には、当時の賃金台帳、従業員名簿等関係書類を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が姓のみを挙げている申立事業所における元同僚3人に加え、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている元同僚のうち、連絡の取れた4人の計7人から聴取したものの、申立人が勤務していた時期、厚生年金保険の適用の有無についての供述等を得られない。

さらに、前述の被保険者原票では、申立期間及びその前後に、申立人の氏名

は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

加えて、オンライン記録、国民年金被保険者名簿及び特殊台帳では、申立人が申立期間を全て含む昭和 54 年 10 月から 58 年 5 月までの間、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付済みとなっている上、このうちの 55 年 4 月から 56 年 3 月までの同保険料については、前納していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。